

IV 關係法令

○ 障害者基本法（抄）（昭和45年法律第84号）

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

○ 学校教育法（抄）（昭和22年3月31日法律第26号）

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

② 寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援

を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

○ 学校教育法施行令（抄）（昭和28年10月31日政令第340号）

第一節 学齢簿

（学齢簿の編製）

第二条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第二節 小学校、中学校及び中等教育学校

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、

その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。) 以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校(法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。))を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。)及び義務教育学校の数の合計数が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの(認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中学校に在学する者を除く。)
- 二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒
- 三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒(同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。)
- 四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒(認定特別支援学校就学者を除く。)
- 五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者(同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。)
- 六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者(同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。)
- 七 小学校、中学校又は義務教育学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の二 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く）があるときは、当該学齢児童又は、学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。
- 4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第一項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校又を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学

校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。

第十一条の二 前条の規定は、小学校又は義務教育学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

- 2 第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第十二条 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

- 2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(学齢簿の加除訂正の通知)

第十三条 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第十三条の二 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第十八条の二 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二十二条の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

○学校教育法施行規則（抄）（昭和22年5月23日文部省令第11号）

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

第二百二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

第二百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

- 2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

第百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第

七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第百三十九条の二 第百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

第百四十条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十四条（第百八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第百四十一条の二 第百三十四条の二の規定は、第百四十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

○ 学校教育法施行細則（抄）（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）

第2章 特別支援学校

（用語の定義）

第21条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1） 児童生徒等 施行令第4条の児童生徒等をいう。
- （2） 学齢児童 法第18条の学齢児童をいう。
- （3） 学齢生徒 法第18条の学齢生徒をいう。
- （4） 保護者 法第16条の保護者をいう。
- （5） 視覚障害者等 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）で、その障害の程度が、施行令第22条の3の表各項に規定する程度の者をいう。

（視覚障害者等でなくなった者についての通知）

第22条 施行令第6条の2第1項及び第2項の通知は、視覚障害者等でなくなった者通知書（別記第23号様式）をもってしなければならない。

（学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当である者（視覚障害者等でなくなった者を除く。）についての通知）

第22条の2 施行令第6条の3第1項及び第2項の通知は、学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当である者（視覚障害者等でなくなった者を除く。）通知書（別記第23号様式の2）をもってしなければならない。

2 施行令第6条の3第3項及び第4項の通知は、特別支援学校に引き続き就学させることが適当である者通知書（別記第23号様式の3）をもってしなければならない。

（認定特別支援学校就学者についての通知）

第23条 施行令第11条第1項（同令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。第25条第1項第1号において同じ。）の通知は、認定特別支援学校就学者通知書（別記第24号様式）をもってしなければならない。

2 施行令第11条第2項（同令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の学齢簿の謄本には、市町村の教育委員会の教育長が、その欄外に、当該児童生徒等に係る学齢簿の原本と相違がない旨を付記し、かつ、これに職及び氏名を記載して、職印を押さなければならない。

(学齢簿の加除訂正の通知)

第24条 施行令第13条の通知は、学齢簿加除訂正通知書(別記第25号様式)をもってしなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第24条の2 施行令第13条の2の通知は、区域外就学等の届出の通知書(別記第25号様式の2)をもってしなければならない。

(入学期日等の通知、学校の指定)

第25条 施行令第14条第1項の通知は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める通知書をもってしなければならない。

- (1) 施行令第11条第1項の通知を受けた児童生徒等についての通知 学齢児童生徒就学通知書(別記第26号様式)
 - (2) 特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する児童生徒等についての通知 学齢児童生徒就学変更通知書(別記第27号様式)
- 2 施行令第14条第2項の規定による当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の指定は、別表第1の視覚障害者である児童若しくは生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域、別表第2の聴覚障害者である児童若しくは生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域、別表第3の知的障害者である児童若しくは生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域、別表第4の肢体不自由者である児童若しくは生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域又は別表第5の病弱者である児童若しくは生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域を基準として行う。

第26条 施行令第15条第1項の通知は、次の各号に掲げる通知書をもってしなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる当該児童生徒等についての通知
校長に対しては学齢児童生徒就学通知書(別記第28号様式)、市町村の教育委員会に対しては学齢児童生徒就学通知書(別記第29号様式)
- (2) 前条第1項第2号に掲げる当該児童生徒等についての通知
現に就学している特別支援学校の校長に対しては学齢児童生徒就学変更通知書(別記第30号様式)、新たに指定した特別支援学校の校長に対しては学齢児童生徒就学通知書(別記第31号様式)、市町村の教育委員会に対しては学齢児童生徒就学変更通知書(別記第32号様式)

第27条 第25条第1項第1号の学齢児童生徒就学通知書又は同条同項第2号の学齢児童生徒就学変更通知書で指定された当該児童生徒等、学齢児童又は学齢生徒を就学させるべき特別支援学校について変更を求めようとするときは、保護者は、当該通知書を受けた日から起算して7日以内に、就学学校指

導変更申立書（別記第３３号様式）をもって北海道教育委員会（以下、「道教育委員会」という。）に申立てしなければならない。

２ 施行令第16条後段の通知は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める通知書をもってしなければならない。

（１） 保護者に対する通知

就学学校指定変更通知書（別記第３４号様式）

（２） 施行令第１５条第１項の通知をした特別支援学校の校長に対する通知

学齢児童生徒就学変更通知書（別記第３５号様式）

（３） 施行令第１５条第１項の通知をした市町村の教育委員会に対する通知

学齢児童生徒就学変更通知書（別記第36号様式）

（４） 新たに指定した特別支援学校の校長に対する通知

別記第28号様式による学齢児童生徒就学通知書

３ 第１項の申立てについて相当と認めないときは、道教育委員会は、保護者に対し、その旨を通知しなければならない。

第２８条 削除

（区域外就学等）

第２９条 他の都府県に住所を有する児童生徒等のうち視覚障害者等を北海道の設置する特別支援学校に就学させようとするときは、保護者は、区域外就学願（別記第３８号様式）をもって道教育委員会に願い出なければならない。

２ 前項の願い出についての承諾は、区域外就学承諾書（別記第３９号様式）をもって与える。

３ 第１項の願い出について承諾を与えたときは、道教育委員会は、当該児童生徒等が就学する特別支援学校の校長に対し、別記第２８号様式による学齢児童生徒就学通知書をもって通知しなければならない。

４ 第２７条第３項の規定は、第１項の願い出について承諾を与えない場合に、これを準用する。

第３０条 削除

別表第 1

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第 25 条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第 14 条第 2 項の規定により、左欄の視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道札幌視覚支援学校	札幌市、小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
北海道函館盲学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町
北海道旭川盲学校	旭川市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域に限る。）、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町
北海道帯広盲学校	釧路市、帯広市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域を除く。）、網走市、根室市、富良野市、南富良野町、占冠村、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

別表第2

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第25条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第14条第2項の規定により、左欄の聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲
北海道札幌聾学校	札幌市、小樽市、夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内村、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町及び新十津川町
北海道室蘭聾学校	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
北海道函館聾学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町
北海道旭川聾学校	旭川市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域に限る。）、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町
北海道帯広聾学校	帯広市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域を除く。）、富良野市、南富良野町、占冠村、訓子府町、置戸町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町
北海道釧路鶴野支援学校	釧路市、網走市、根室市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、大空町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

別表第 3

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第 25 条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第 14 条第 2 項の規定により、左欄の知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道美唄養護学校	岩見沢市（栗沢町の区域を除く。）、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市（浜益区の区域に限る。）、奈井江町、上砂川町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町及び幌加内町
北海道南幌養護学校	夕張市、岩見沢市（栗沢町の区域に限る。）、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町
北海道札幌養護学校	札幌市の区域のうち東区、白石区、厚別区及び清田区
北海道札幌養護学校 共栄分校	北海道南幌養護学校及び北海道札幌養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道星置養護学校	札幌市の区域のうち北区、西区及び手稲区並びに石狩市（浜益区の区域を除く。）、
北海道札幌伏見支援学校	札幌市の区域のうち中央区、豊平区及び南区
北海道札幌伏見支援学校 もなみ学園分校	社会福祉法人北海道社会福祉事業団もなみ学園に入所している者及び北海道札幌伏見支援学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道余市養護学校	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村
北海道余市養護学校 しりべし学園分校	社会福祉法人黒松内つくし園しりべし学園に入所している者及び北海道余市養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道室蘭養護学校	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町
北海道苫小牧支援学校	苫小牧市、白老町及び安平町の区域のうち、通学が可能な地域
北海道平取養護学校	厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町並びに苫小牧市、白老町及び安平町の区域のうち、北海道苫小牧支援学校の通学区域を除く地域
北海道平取養護学校 静内ペテカリの園分校	社会福祉法人静内ペテカリしずない心の杜に入所している者及び北海道平取養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道七飯養護学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町

北海道七飯養護学校 おしま学園分校	社会福祉法人侑愛会おしま学園に入所している者及び北海道七飯養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道鷹栖養護学校	旭川市の区域のうち石狩川以北の地域、留萌市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、比布町、愛別町、上川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町及び初山別村
北海道東川養護学校	旭川市の区域のうち石狩川以南の地域、東神楽町、当麻町及び東川町
北海道稚内養護学校	稚内市、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町及び幌延町
北海道北見支援学校	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町及び大空町の区域のうち、通学が可能な地域
北海道紋別養護学校	網走市、紋別市、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町並びに北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町及び大空町の区域のうち、北海道北見支援学校の通学区域を除く地域
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	社会福祉法人北光福祉会ひまわり学園に入所している者及び北海道紋別養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道帯広養護学校	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町
北海道釧路養護学校	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町
北海道中標津支援学校	根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

備考 この表において「通学が可能な地域」とは、公共交通機関又は自家用車等によりおおむね1時間以内で通学できる地域をいう。

別表第 4

肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第 25 条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第 14 条第 2 項の規定により、左欄の肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道真駒内養護学校	札幌市の区域のうち中央区、白石区、厚別区、豊平区、清田区及び南区並びに室蘭市、苫小牧市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
北海道手稲養護学校	北海道立子ども総合医療・療育センターに入所している者
北海道拓北養護学校	札幌市の区域のうち北区、東区、西区及び手稲区並びに小樽市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町及び幌加内町
北海道函館養護学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町
北海道旭川養護学校	北海道立旭川子ども総合療育センターに入所している者
北海道網走養護学校	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町
北海道白糠養護学校	社会福祉法人北海道社会福祉事業団白糠学園に入所している者

別表第 5

病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第 25 条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第 14 条第 2 項の規定により、左欄の肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道手稲養護学校	北海道立子ども総合医療・療育センターに入院している者
北海道手稲養護学校 三角山分校	独立行政法人国立病院機構北海道医療センターに入院している者

○学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件
(平成5年文部省告示第7号)

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款の3（2）のアに規定する必修修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3（2）のイに規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3（2）のウに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款の3（3）のエ、オ及びカ並びに同款の5（6）の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第1号から第5号まで及び第8号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第6号及び第7号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間280単位時間以内とする。
- 3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

○学校保健安全法施行令（抄）（昭和33年6月10日政令第174号）

（就学時の健康診断の時期）

第一条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第十一条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前（同令第五条、第七条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、三月前）までの間に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

（検査の項目）

第二条 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 七 その他の疾病及び異常の有無

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山 中 伸 一
(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。
また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

- 第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

（１）特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第条及び140第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由，病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は，以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第条の規 140 定に基づき，通級による指導における特別の教育課程の編成，授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため，指導要録において，通級による指導を受ける学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては，適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては，通級による指導の担当教員が，児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては，在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり，助言を行ったりする等，両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は，基本的には，この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが，当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて，当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては，必要に応じ，校長，教頭，特別支援教育コーディネーター，担任教員，その他必要と思われる者で構成する校内委員会において，その必要性を検討するとともに，各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては，医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し，総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については，通級による指導の対象とするまでもなく，通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用，学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により，対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし，教育を受けることが困難又は不可能な者については，保護者の願い出により，就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は，医療，保健，福祉，労働等の関係機関と連携を図りつつ，乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また，都道府県の教育委員会は，専門家による巡回指導を行ったり，関係者に対する研修を実施する等，市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには，障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について，本人・保護者の了解を得た上で，その扱いに留意しつつ，必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から，市町村の教育委員会においては，認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や，障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ，適宜資料の追加等を行った上で，障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し，当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は，固定したものではなく，それぞれの児童生徒の発達程度，適応の状況等を勘案しながら，柔軟に転学ができることを，すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには，2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的の実施し，必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し，就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在，多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については，早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず，その後の一貫した支援につい

ても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

障 福 第 1 9 5 5 号
教 特 第 5 1 3 号
平成 2 7 年 9 月 3 0 日

各 市 町 村 長

様

各市町村教育委員会教育長

北 海 道 保 健 福 祉 部 長
北海道教育庁学校教育監

各市町村における発達障がいのある子どもへの支援の充実について（通知）

発達障がいのある子どもへのライフステージを通じた一貫した支援を行うためには、乳幼児期からの保健・医療・福祉に関する支援の状況はもとより、学齢期における各学校の支援の状況などの情報を関係者間で共有することが重要であり、平成 2 7 年度から 3 年間を計画期間とする第 4 期北海道障がい福祉計画に基づき、障がいのある子どもへの充実を図るため、就学前、学齢期、卒業後などを通じて一貫した指導や支援が行われるよう保健・福祉・教育・労働等の関係機関の連携を強化することとしております。

つきましては、貴市町村において、協議会（部会）や、市町村特別支援連携協議会等、保健・福祉担当部署と教育委員会による合同会議を開催し、支援ファイルと個別の教育支援計画の共有や、乳幼児健診や就学時健診時等における保護者への教育相談や情報提供について取組を推進するなど、保健・福祉等と教育が連携して発達障がいのある子どもの支援体制を一層整備するようお願いいたします。

北海道保健福祉部
福祉局障がい者保健福祉課
制度グループ 山下
TEL 011-204-5899
北海道教育庁
学校教育局特別支援教育課
学校教育指導グループ 仙北
谷 TEL 011-204-5774

平成 27 年 7 月 8 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長 殿
義 務 教 育 諸 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 所 轄 す る
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

串田 俊巳

(印影印刷)

無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及び
きめ細かな支援の充実について（通知）

日本国籍を有するものの戸籍に記載がない者（以下「無戸籍者」という。）については、戸籍謄本等により身元を証明することができないために社会生活上様々な不利益を被ることがあるほか、各種の行政サービスを受ける上で困難が生じるものと考えられるため、法務省及び文部科学省を含む関係省庁においては、無戸籍者が適正な手続により戸籍に記載されるための支援を推進するとともに、平成 26 年 8 月以降、無戸籍者に関する情報を各地域の管轄法務局において集約し、法務省に報告することとしています。

法務省が把握している無戸籍者の中には、学齢児童生徒と思われる者も相当数含まれていることから、文部科学省においては、法務省が平成 27 年 3 月 10 日現在で把握した無戸籍者について、就学状況の調査（以下「実態調査」という。）を行い、その結果を取りまとめたところです。（別添 1）

戸籍の有無にかかわらず、学齢の児童生徒の義務教育諸学校への就学の機会を確保することは、憲法に定める教育を受ける権利を保障する観点から極めて重要であり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会及び各義務教育諸学校においては、今回の調査結果も踏まえつつ、下記に御留意の上、無戸籍の学齢児童生徒の就学の徹底ときめ細かな支援の充実に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長におかれては附属学校に対して、本通知の趣旨・内容について周知・指導願います。

なお、本通知は法務省民事局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び総務省自治行政局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 無戸籍の学齢児童生徒の居住が判明した場合の対応等について

実態調査においては、平成 27 年 3 月 10 日現在で戸籍に記載がない学齢児童生徒 142 名のうち、1 名が未だ就学できておらず、また現在就学している者のうち 6 名は過去に未就学の期間があったことが判明した。

この点に関しては、戸籍や住民票の有無にかかわらず、学校教育法第 17 条に基づき、学齢児童生徒の保護者には義務教育諸学校に子を就学させる義務があるが、無戸籍であったり住民基本台帳に記載されていない場合には就学できないのではないかと保護者が誤解している場合や、ドメスティック・バイオレンス被害等の困難な家庭状況が就学の妨げとなっている場合も考えられる。また、戸籍や住民基本台帳に記載されていないことにより、教育委員会が当該児童生徒の情報を把握することができず学齢簿を編製することが困難となることも考えられる。

以上のことから、市町村教育委員会におかれては、戸籍担当部局、住民基本台帳担当部局、社会福祉部局、児童相談所等の関係機関との間で戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒に関する必要な情報共有のためのルールをあらかじめ決めておくとともに、戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒が域内に居住している事実を把握したときは、直ちに当該児童生徒に係る学齢簿を編製するとともに、対面により丁寧に就学の案内を行うなど、戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒が就学の機会を逸することのないよう取組を徹底すること。

2. 無戸籍の学齢児童生徒に対するきめ細かな支援について

(1) 戸籍への記載に向けた支援

法務省においては、「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について（依頼）」（平成 26 年 7 月 31 日付け法務省民事局民事第一課長通知）（別添 2）において、市区町村（教育委員会等も含む。）が戸籍以外の所管業務の過程で無戸籍者に関する情報を把握したときは、市区町村の戸籍窓口当該情報（通称、生年月日、連絡先等）を連絡するとともに、無戸籍者に対して管轄法務局等へ相談するよう案内すべき旨通知しているところである。

以上のことから、各市町村教育委員会におかれては、当該通知に基づく取組を徹底するため、無戸籍の学齢児童生徒の情報を把握したときは、速やかに戸籍担当部局に連絡するとともに、当該児童生徒の保護者に、無戸籍者支援に係る法務省のホームページを紹介したり、近隣の法務局から就籍手続に関する連絡が行くよう取り計らうなど、戸籍担当部局と連携して、当該児童生徒の就籍に向けた支援を行うこと。

(2) 学習上・生活上課題がある児童・生徒への支援

実態調査においては、無戸籍の学齢児童生徒が義務教育諸学校へ就学している場合であっても、当該児童生徒のうち約 16%が困難な家庭状況により児童相談所の支援を受けているなど特別な生活上の課題があり、また過去に未就学期間があった児童生徒のうち半数が、未就学期間があったことによる学習上の課題を抱えていることが判明した。

以上のことから、義務教育諸学校においては、別添 1 において、今回の実態調査で把握した、無戸籍の学齢児童生徒が抱える学習上・生活上の課題を取りまとめているので、その内容や「生徒指導提要」（平成 22 年 3 月、文部科学省）の第 6 章 2「個別の課題を抱える児童生徒への指導」における記載も参考としつつ、無戸籍の学齢児童生徒が抱える教育上・生活上の課題に適切に対応すること。

特に、当該児童生徒が、未就学期間があったことによる学習上の課題を抱えている場合は、学習内容にまとまった欠落があるなど、日々の教職員の指導の中で補充的に対応するだけでは十分な支援ができない場合も考えられるため、教育委員会と学校とが連携して個別に支援計画を策定し、放課後や長期休業日の活用も含め、修業年限全体を通じた組織的・計画的な学習支援を行うことも検討すること。

児童生徒が児童養護施設へ入所している場合や、貧困、虐待、ネグレクトといった課題を抱えている場合など、児童生徒に特別な生活上の課題がある場合には、児童相談所等の関係機関や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職員と緊密に連携しつつ、きめ細かな支援を充実させること。

また、各都道府県教育委員会においては、当該児童生徒の在籍校における学習指導上・生徒指導上の課題の状況を総合的に判断して必要と認められる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助や教職員定数の加配の活用も考慮しつつ、当該在籍校の指導体制の充実に努めること。

30文科教第582号
平成31年3月15日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市教育委員会教育長
殿

文部科学省総合教育政策局長
清水明

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
永山賀久

(印影印刷)

外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）

我が国における外国人の子供の受入体制の整備及び就学後の教育の充実については、「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」（平成24年7月5日付け24文科初第388号初等中等教育局長通知）等に基づき、これまでも各教育委員会及び学校において御尽力いただいているところです。

政府では、今般、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設（平成31年4月施行）を踏まえつつ、平成30年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承）（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめたところであり、外国人の子供の教育についても一層の充実を図ることとしています。

こうした動きも踏まえ、貴職におかれては、下記の点に留意しつつ、外国人の子供の就学の促進等に関する取組の充実に一層努められるようお願いいたします。また、各都道府県及び都道府県教育委員会においては、域内の市町村及び市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

なお、追って各自治体における義務教育段階の外国人の子供の就学状況や就学促進の取組等に関する調査を各教育委員会に依頼する予定ですので、予め御承知おきいただくとともに、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学案内等の徹底

学齢（6～15歳）の外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、教育委員会においては、市町村又は都道府県の広報誌やホームページ等の利用、説明会の開催等により、就学援助制度を含め、外国人の子供の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内すること。

また、保護者に対して、住民基本台帳の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知すること。

これらの情報提供等を行うに当たっては、文部科学省作成の「就学ガイドブック」等も参考としつつ、域内に居住する外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。

なお、政府の総合的対応策において、保育施設における受入れ支援に取り組むこととされているところ、幼児教育段階からの幼稚園・認定こども園等への就園についても、その後の義務教育諸学校への円滑な就学に資することに鑑み、外国人の子供の就園機会を確保する観点から、各幼稚園等に受入れ体制のある自治体においては、園児募集の状況や必要な手続等の情報について多言語化を行うなどの対応を行うことが望ましい。

(2) 就学状況の把握

外国人の子供の保護者については、学校教育法第16条等による就学義務は課されておらず、学校教育法施行令第1条に規定する学齢簿の編製については、外国人の子供は対象とならないものの、外国人の子供についても、就学の機会を確保する観点から、教育委員会においては、住民基本台帳等に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなどして、就学に関する適切な情報の管理に努めること。

その際、1 (3) に示すように関係行政機関との連携も図りつつ、学校教育法第1条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握したり、保護者からの相談に応じるなど、継続して就学の機会の確保に努めること。

(3) 外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子供の就学機会を確保する観点から、教育委員会においては、市町村の総合教育会議を活用することを始め、市町村の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署との連携を図りつつ、外国人の保護者に適切な情報提供を行い、就学機会の確保に努めること。さらに、公共職業安定所（ハローワーク）や、本年4月に設置される地方出入国在留管理局等との連携を図ることについても考慮すること。

こうした連携の例としては、関係行政機関に対して、市町村教育委員会で就学案内を行っている旨の伝達や、就学ガイドブックの備付け、在留資格や居住地の確認等の協力を求めること等が考えられる。また、法務省の「外国人受入環境整備交付

金」等により整備される在留外国人向けの一元的相談窓口において、子供の就学に関する情報提供・相談を行うことも考えられる。

2 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

外国人の子供についても、教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更に準じた取扱いを行うこと。特に、外国人の子供の居住地等の通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合には、地域の実情に応じ、受入れ体制が整備されている義務教育諸学校への通学を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「教育支援資料」（平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考とし、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当であること。

(3) 受入れ学年の決定等

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の欠如や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、一時的又は正式に下学年への入学を認める取扱いとすることが可能であることから、学校においては、外国人の子供の学力や日本語能力等を適宜判断し、必要に応じこのような取扱いを講じること。

また、外国において我が国よりも義務教育期間が短いために9年間の義務教育を修了していない場合は、学齢期であれば、本人が希望すれば年齢相当の学年への編入学が可能であることについても留意すること。

上記の取扱いに加え、進級及び卒業に当たり、保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。

上記の取扱いに当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

外国人学校を退学するなどにより学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れるなどし、必要に応じて、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めること。さらに、本人の当該教室への在籍期間や本人、保護者の希望を踏まえ、望ましい時期に学校に入学させるなど、適切に対応すること。

(5) 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、各教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受け入れが可能であること。

また、夜間中学を設置している自治体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内すること。

【参考情報】

(1) 外国人児童生徒受入れの手引き（※文部科学省HPへリンク）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

※なお、本手引きは、今年度中に改訂・公表（文部科学省HPへの掲載）を予定しています。

(2) 帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」（※文部科学省HPへリンク）

<https://casta-net.mext.go.jp/>

※多言語による文書や日本語指導、特別な配慮をした教科指導のための教材等、様々な資料の検索が可能。

(3) 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA（※文部科学省HPへリンク）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

(4) 外国人児童生徒のための就学ガイドブック（※文部科学省HPへリンク）

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会・安全課 日本語指導係

03-5253-4111（内線2035）

30文科初第357号
障発0524第2号
平成30年5月24日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校」という。）と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

特に、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が平成28年8月1日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。

こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年の12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に別添1のとおり「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下「報告」という。）を取りまとめたところである。

両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれても報告の趣旨を踏まえ、下記について積極的な取組をお願いしたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び関係機関等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し

て、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知し、本通知の運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

記

1 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、以下の取組を促進すること。

（1）教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、別添2の地方自治体の実践事例等を参考に、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

（2）学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等デイサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

(3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができてない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、別添2の地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

2 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方自治体においては、以下に示す支援等に取り組むこと。

(1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、別添3に示した相談窓口を一元化している地方自治体の事例等を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係部局及び教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示すこと。

なお、相談の対応に際しては、以下の2(2)で作成したハンドブックを活用するなど、担当以外の職員であっても適切な窓口を紹介できるようにすること。

(2) 保護者支援のための情報提供の推進について

保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけることに苦労したり、相談窓口がわからず、誰に相談してよいのかわからないということがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成すること。

さらに、各地方自治体がハンドブックを作成する際には、別添4を参考に、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進について

周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、障害のある子供の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談、教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

(4) 専門家による保護者への相談支援について

障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足していることを踏まえ、各都道府県は、相談支援専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修を積極的に開催すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課支援総括係 齊藤
TEL：03-5253-4111（内線3254）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係 当新
TEL：03-5253-1111（内線3038）

別添 1. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告（平成30年3月29日 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム）

別添 2. 教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例

- ① 徳島県
- ② 大阪府箕面市

別添 3. 相談窓口一元化の実践事例

- ① 東京都日野市
- ② 新潟県三条市

別添 4. 保護者支援のためのハンドブック作成にあたってのポイント

（参考 1）栃木県宇都宮市の例：

「発達障がいをもとに正しく理解しよう！（乳幼児期編）」リーフレット、パンフレット

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogai/hattatsu/1004265.html>

（参考 2）富山県の例：

「ひとりじゃないよ（学齢期）発達障害支援ハンドブック」ハンドブック

http://tym-ariso.org/not_alone.html

30文科初第756号
平成30年8月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中校等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第27号）が、平成30年8月27日に公布され、同日施行されました。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 改正の趣旨

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月24日付け30文科初第357号・障発0524第2号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）をもってお知らせしたとおり、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、本年3月に同プロジェクトとしての報告を取りまとめたところである。

当該報告では、連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成されるよう、必要な規定を省令に置くこととされた。

これを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を改正し、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導（以下単に「通級による指導」という。）が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体（以下「関係機関等」という。）と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとするものである。

第2 改正の概要

- 1 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画（学校と関係機関等との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該幼児児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとすること。（新第134条の2 関係）
- 2 1の規定について、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒に準用すること。（新第139条の2、新第141条の2 関係）
- 3 施行時点において、すでに学習指導要領等に基づき作成されている個別の教育支援計画については、新第134条の2、新第139条の2 又は新第141条の2の規定により作成されたものとみなすこと。
（附則第2 項関係）

第3 留意事項

- 1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方
 - （1）個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
 - （2）個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。
 - （3）各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

2 個別の教育支援計画の作成

- (1) 作成に当たっては、保護者と十分相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載すること。その際、学校と保護者や関係機関等とが一層連携を深め、切れ目ない支援を行うため、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- (2) 学校と保護者との間で当該児童生徒等に対する支援の考え方を共有するため、作成した個別の教育支援計画については、保護者に共有することが望ましいこと。

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

- (1) 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。
- (2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。
- (3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について」（平成27年4月14日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び生涯学習政策局社会教育課連名事務連絡）をもって周知した「放課後等デイサービスガイドライン」（平成27年4月厚生労働省。今後、厚生労働省において放課後等デイサービス事業者と学校との連携方策についてより明確化するなどの改定が行われる予定。）も参考とすること。
- (5) 児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。その際、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算（関係機関連携加算）が充実されていることにも留意すること。
- (6) 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。なお、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成24年4月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡）にあるとおり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉

サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いしたいこと。

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくこと。

また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報が増えたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

6 個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画については、引き続き地域の実情に応じて設置者等が定める様式によって作成されたいこと。なお、障害のある児童生徒、不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画をまとめて作成する場合は、「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」（平成30年4月3日付け29文科初第1779号文部科学省初等中等教育局長通知）において示した参考様式を活用することも有効であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
TEL：03-5243-4111（内線3193）

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 3 0 日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校事務担当部課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当部課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長

殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

八 田 和 嗣

個別の教育支援計画の参考様式 について

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「『令和の日本型学校教育』～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられました。

これらの会議においては、特別支援教育におけるICTの利活用につき、

- ・ 特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画がICTを介して学校内外で的確に共有されていないこと
- ・ 統合型校務支援システムの活用が不十分であること

等の課題があげられ、切れ目ない支援に向けた関係機関間の情報共有促進の観点から、今後、特別支援教育においても、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう報告されたところです。

また、これらを踏まえ、今後、都道府県やシステムの開発業者に対して、例えば、

- ・ 合理的配慮の提供などの特別支援教育に配慮したシステム開発の促進
- ・ 個別の教育支援計画の項目の標準化の参考となる資料の提示等の支援を進めていく必要があると示されており、こうした取組を通し、合理的配慮の提供や引継ぎの充実などを図っていく必要があります。

文部科学省においては、これらの報告及び答申を踏まえ、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理に資する観点から、別添のとおり、「個別の教育支援計画の参考様式」を作成しましたので、教育委員会が域内で統一した統合型校務支援システムを導入する場合などにおいて、仕様の検討の参考にさせていただきますようお願いします。

この「個別の教育支援計画の参考様式」は、下記のとおり、個別の教育支援計画と個別の指導計画それぞれの趣旨や役割を踏まえておりますので、改めて十分に御了知の

上、子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導の充実に向けた取組をお願いします。

なお、今回お示しする資料は、これまで文部科学省が示しているもの同様に参考様式となります。特別な支援を必要とする子供たちのために、教育委員会や各学校等が現在使用している様式の仕様を妨げるものではありませんので、各学校や地域の実情に応じた様式によって、必要な個別的教育支援計画の作成・活用をお願いします。なお、その際には、学校内外でのICTを活用した情報の円滑な共有が可能となるよう、格段の御配慮をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

また、本通知の発出に併せ、統合型校務支援システムを販売している企業等が加盟する一般財団法人全国地域情報化推進協会APPLICにも同様の内容をお伝えし、加盟企業等への周知について協力を依頼することとなっていることを申し添えます。

記

第1 個別的教育支援計画について

- 平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、児童生徒等に対して、校長が中心となって児童生徒の在学時に作成するものを、個別的教育支援計画という。
- 個別的教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。
- 個別的教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、在学中の教育支援の目的や内容を設定したり、在学中の教育支援の目的や内容を進学先に伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない教育支援に生かすことが大切である。その際、個別的教育支援計画には、多

くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。

- 高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要であり、高等学校においても、新学習指導要領総則において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が明記されたところである。そのため、小中学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても生徒一人一人の障害の状態等を踏まえた教育的ニーズに応じて合理的配慮を含む支援の内容の提供等が更に充実して行われる必要がある。

【参照】

- ・ 幼稚園教育要領（平成29年告示）解説P119
- ・ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編P112
- ・ 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編P111
- ・ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説総則編P162
- ・ 特別支援学校教育要領・学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）
 - 幼稚部P148
 - 小学部・中学部P283
- ・ 特別支援学校学習指導要領（平成31年告示）解説（高等部）総則等編P204
- ・ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第134条の2関係、第139条の2、第141条の2関係
- ・ 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）Ⅱ. 4. の（発達障害等のある生徒への支援）

第2 個別の指導計画について

- 個別の指導計画は、個々の児童生徒等の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。
- 個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、児童生徒等一人一人に応じた指導を一層進めるためのものである。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒等の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切である。

【参照】

- ・幼稚園教育要領（平成29年告示）解説P119
- ・小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編P114
- ・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編P112
- ・高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説総則編P163
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）
 幼稚部P89
 小学部・中学部P240
- ・特別支援学校学習指導要領（平成31年告示）解説（高等部）総則等編P140

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
企画調査係
TEL:03-5253-4111（内線2432,3195）
Email:tokubetu@mext.go.jp

【別添1】プロフィールシート、支援シート

【別添2】作成・活用プロセス

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm

4 文科初第 3 7 5 号
令和 4 年 4 月 2 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 殿
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和３年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていないといった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場（通級による指導の場合の実施形態も含む。）について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」（令和2年4月17日付事務連絡）にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・交流及び共同学習において、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・特別支援学級において実施する特別の教育課程については、（中略）自立活動を取り入れること
 - ・学校における自立活動の指導は、（中略）自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとすると記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

- また、 地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

医療的ケアの必要な児童生徒等の教育機会の保障について（通知）

このことについて、各市町村教育委員会においては、障がいのある幼児及び児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）の就学先について、教育支援委員会等における検討を行っているところと承知しております。

特に、医療的ケアの必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）の中には、通学を希望しているものの、就学予定の小・中学校等に看護師が配置されていないことや、学校までの通学手段がない等の理由により、訪問教育を受けざるを得ない方もいるとの調査結果もあります。

つきましては、各教育局においては、特別支援教育連携協議会等の機会を活用して総合振興局または振興局の保健福祉部局等と連携するとともに、市町村教育委員会や学校に対して、次のことに留意して指導・助言するなど、所管する市町村において、医療的ケア児の教育機会の保障に努めていただくようお願いします。

また、各市町村教育委員会においては、次のことに留意して、医療的ケア児の教育機会の保障に努めていただくとともに、所管する学校に周知してください。

記

- 1 就学先の決定や変更は、本人・保護者の教育的ニーズや障がいの状態等を総合的に判断して行うものであり、医療的ケアが必要なことのみを理由に就学先の決定等を行ったり、医療的ケアの有無を転入学の要件としたりしないこと。
- 2 所管する学校に医療的ケア児が在籍する市町村教育委員会においては、昨年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）」の趣旨及び内容を踏まえ、医療的ケアの対応の在り方などを示したガイドラインの策定や医療的ケアに関する会議体の設置等、教育委員会における総括的な管理体制を整備すること。
- 3 医療的ケア児が転入学する学校においては、教育委員会が策定した医療的ケアに係るガイドライン等を踏まえた実施要領の策定や医療的ケア安全委員会の設置により、組織的に教育を行う体制を整備すること。
- 4 医療的ケア児の保護者の付添いについては、医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきとされていることから、国の「医療的ケア看護師等配置事業」を活用する等、適切に看護師等を配置すること。

- 5 通学手段を確保できないことのみを理由として訪問教育を選択せざるを得ない医療的ケア児がいる場合には、関係市町村の福祉部局等と連携し、国や市町村による移動支援に係る制度の活用等を含め、通学手段の確保に努めることにより、本人や保護者の教育的ニーズに応じた教育環境の整備に努めること。

【参考】

- 1 「『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』について」
(令和3年(2021年)7月5日付け北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長通知)
- 2 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」
(令和3年(2021年)9月21日付け北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長通知)

(特別支援教育指導係)

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様

学校教育局特別支援教育課長

医療的ケアの必要な児童生徒等の教育機会の保障について（通知）

このことについて、各学校においては、障がいのある幼児及び児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）の就学先の決定や変更について、教育相談の対応等を行っていたいただいているところですが、特に、医療的ケアの必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）の就学先の決定等教育機会の保障について検討する際には、次のことに留意して対応してください。

記

- 1 医療的ケア児が転入学を希望した際には、医療的ケアが必要なことのみを理由に就学や転入学を拒否しないこと。
- 2 通学手段を確保できないことのみを理由として訪問教育を選択せざるを得ない医療的ケア児がいる場合には、国や市町村による移動支援に係る制度の活用等により、本人や保護者の教育的ニーズに応じた教育環境が整備されるよう、関係市町村の福祉部局等との連携の充実に努めること。
- 3 医療的ケア児が転入学する特別支援学校においては、北海道教育委員会が策定した「北海道立特別支援学校における医療的ケア実施要項（平成31年4月26日最終改正）」及び「医療的ケア実施のためのハンドブック（令和2年6月18日改訂）」等（以下、「実施要項等」という。）を踏まえた実施要領の策定や医療的ケア安全委員会の設置により、組織的に教育を行う体制を整備すること。
なお、上記実施要項等は、特別支援学校を対象としており、現在、高等学校を対象とした実施要項等の策定を検討していることから、策定される前にあっては、高等学校においては、上記実施要項等を準用してください。
- 4 特別支援学校においては、医療的ケア児の所属学級について検討する際、医療的ケアがあること自体は、重複障がい学級に在籍する理由にならないことに留意すること。
- 5 各教育局及び特別支援学校においては、市町村教育委員会が医療的ケア児の就学や変更を検討する際、市町村教育委員会等を対象とした別添通知（令和3年(2022年)2月21日付 教特第1233号）の趣旨を踏まえ、本人・保護者の教育的ニーズや障がいの状態等を総合的に判断できるよう支援すること。
- 6 特別支援学校においては、域内の幼稚園や小・中学校及び高等学校等から、医療的ケア児の受入れについて相談を受けた場合には、特別支援学校のセンター的機能を生かすとともに、これまで蓄積したノウハウを生かした支援を行うこと。

（特別支援教育指導係）